

日仏財団

2018年事業報告書

「社会的養育における親子支援のあり方についての日仏比較研究 - プレリサーチ」

・事業の目的と意義

2017年8月、新たに日本の児童福祉施策に関わる大きな改革となる「新しい社会的養育ビジョン」公表された。ここでは初めて、代替養育にいる子どもの「パーマネンシー保障」（子どもにとって永続的だと感じられる養育ケアの保証）が言及され、今後、その目標に向けての改革の工程が進められることとなっている。現状では、施設措置された子どものうち多いところでは3～4割の子どもたちが実親との関係が断絶してしまっている。いったん子どもが里親や施設に措置され、子どもの安全や衣食住をはじめとした基本的ニーズは保障されたとしても、すべてのことが解決するわけではない。原則、里親や施設は18歳になればケアが終了となり、子どもたちのパーマネンシー保障にはなりえない。しかし、その後も子どもたちの人生は続いていく中で、18歳になり里親ケアや施設ケアを終えた後の実親との関係について、思い悩む子どもは少なくないと聞く。パーマネンシー保障の手段としての特別養子縁組についても日本においては、制度の改革と支援の充実を図る必要があるだろう。

そのような日本の状況を踏まえ、今回の助成（2018年後半期）においては、以下の点についてフランスの実務の状況と制度・政策についての基礎調査およびプレリサーチを行う。本プロジェクトは基本的に全体で3年間の継続的調査を行う予定である。

- ・代替養育の子どもとの分離前・中・後の支援

- ・養子縁組後、子どもの実親との成人後の再会支援及び情報開示支援

最終的には、将来の日本に社会的養育の構築に向けて、親子分離前・中・後に対するパーマネンシー（永続的な養育者との関係）保障に関するあり方に対する提言とそのための実践モデルの提示ができればよいと考えている。

2018年度 プレリサーチ調査報告

第一部

社会的養育における親子支援のあり方についての日仏比較

—代替養育の子どもの分離前・中・後の支援について—

担当者：畠山由佳子（神戸女子短期大学）

目的：来年度からの本調査に入る前のプレリサーチとしての情報収集ヒアリング

期間：2018年8月31日～9月13日（うち9月3日～9月5日は他助成研究成果の国際学会発表にてプラハ滞在のため除く）

2018年9月22日～10月1日

2018年12月19日～12月30日

文責：畠山由佳子

2018年度 プレリサーチ調査報告

第一部

—代替養育の子どもの分離前・中・後の支援について—

担当者：畠山由佳子（神戸女子短期大学）

第一部 本調査に入る前のプレリサーチとしての情報収集ヒアリング

期間：2018年8月31日～9月13日（うち9月3日～9月5日は他助成研究成果の国際学会発表にてプラハ滞在のため除く）

9月22日～10月1日

12月19日～12月30日

1. 調査日程：

8月31日 調査協力者（通訳・翻訳）Fabrice Colin氏との打ち合わせ

9月8日 調査協力者（通訳）Fouzi Mathey氏との打ち合わせ

9月10日 Catherine BRIAND氏（DGCS/SERVICE DES POLITIQUES SOCIALES ET MEDICO SOCIALES）

9月11日 Nadege Séverac氏（フリーランスリサーチャー）

9月12日 Gaby Taub氏（元 AFREM 支部長）（主に資料提供）

9月22日 Pierre Moisset氏（フリーランス リサーチャー）

9月23日 Colette Duquesne氏（DEI France (Defence for Children International) 代表）

9月26日 Pascale Breugnot氏

Responsable de Pôle Formation continue – Analyse des pratiques - Supervision - Enfance

9月27日 Séverine Euillet氏

(Maître de conférences Département Carrières Sociales IUT Ville d'Avray-Nanterre Equipe de recherche Education familiale et interventions sociales auprès des familles (EFIS, CREF, EA1589)

9月28日 Muriel Eglin氏 (Sous-direction des missions de protection judiciaire et d'éducation (SDMPJE)) 元子ども判事

12月21日 Isabelle Frechon氏（リサーチャー、Chargée de recherche CNRS, socio-démographe）

12月26日 Pierre Moisset氏（フリーランス リサーチャー）

来年度の計画打ち合わせ

12月27日 Stéphane Durin氏, (Directeur-associé Secteur Public, ENEIS) 情報交換と顔合わせ

12月28日 Jérôme valente氏, (Directeur MECS-SERAD du "Château de LORRY" et de la MECS)

2. 方法。

①準備した質問内容

事前に設定した質問をインタビュー依頼の際に、本研究の目的と共にインタビュー対象者にメールにて送付。プレリサーチとして、次年度調査のための情報収集を目的としているため、インタビューの流れによっては柔軟に対応した。

Alors pour les questions (ce sont des questions préliminaires) :

Introduction (présentation de l'étude, de Yukako, présentation du professionnel interviewé : fiche de poste, missions etc.)

1) Comment voyez-vous la séparation des enfants avec leurs parents biologiques (votre point de vue personnel) ? Quand pensez-vous que cette séparation peut être justifié (en d'autres mots, quand pensez-vous qu'il est nécessaire de prendre une décision de séparation) ?

2) Quelle est l'attitude générale en protection de l'enfance concernant la séparation des enfants/le maintien des liens ? A-t-elle évolué ? Comment ? Pourquoi pensez-vous cela ?

3) Quel est le meilleur moyen de reconstruire/maintenir/modifier dans la durée la relation entre l'enfant et sa famille biologique (parents, frères et soeurs...) après une séparation ?

4) Que pensez-vous des évolutions législatives des 30 dernières années concernant le maintien des liens avec les parents/la parentalité en général et la protection de l'enfant ? Comment ces changements politiques et sociologiques se reflètent dans les lois et les pratiques concernant la protection de l'enfance en France ? Pourriez-vous décrire 3 ou 4 changements majeurs (lois, décrets...) concernant les familles et l'intervention de l'Etat ?

3. 調査結果

1) 2018年9月10日

Catherine BRIAND 氏、 Loïc TANGUY 氏

(DGCS/SERVICE DES POLITIQUES SOCIALES ET MEDICO SOCIALES)

住所 : Direction générale de la cohésion sociale (DGCS)

10-18 place des cinq martyrs du lycée Buffon -75014 Paris

提供資料 : Proposition de trames de Projet pour l'enfant et de Rapport de situation (PPE)

概要 :

Briand 氏はフランス厚生省 (DGCS) の児童保護と青少年に関する部署のディレクター。

同年9月半ばに退職予定であるが、ヒアリングに応じてくれた。Tanguy氏はプロジェクトマネージャーであり、児童保護の政策担当である。Tanguy氏を含め6人のプロジェクトマネージャーがいる。DGCSは社会保障および社会福祉に関するフランス共和国の国としての政策をつかさどる機関であるため、児童保護と本研究プロジェクトに関わる家族支援及び社会的養育に関する国としての政策について、これまでの流れと現在の状況に関して、今回は話を聴くこととした。

一フランス児童保護政策の変遷と現在の状況

今回のヒアリング対象である2人は法制化の後、その法律を政策として具体化する役割を担っている。中央政府は全体の政策を作成するが、その後は各県（departments）が自分たちの採算で予算を組み、それぞれの施策を実施することとなる。DGCSは政策評価に関しては、国の統計機関であるONPEやコンサルティング事務所に統計や調査の委託をしている。

フランスにおける児童保護において、過去20年間の中で最も大きな法律は2007年法と2016年法である。2007年は現在の児童保護システムの枠組みの基礎を作った重要な法律である。2007年法の下では、親への支援に重点がおかれ、子どもはできるだけ実親の元で養育されるということを第一の理念としていた。一日の一部は実家族のもとで暮らす、夜は施設で暮らすような形のオルタナティブな家庭外措置の形も提唱されたが、実際には子どもを家庭復帰しようとする支援の中には、安全を確保しようという具体的な要素が不足しているものもあったため、子どもを危険にさらしているという批判もあった。

2016年法は子どものニーズに焦点をあてたものであった。親の権利の尊重から子どもへ焦点を移行した。2016年法は子どもの権利条約の内容を反映し、子どもの基本的ニーズの尊重が優先されることとなった。また子どもが危険な状態であると判断される場合は、福祉的な介入を試みることなく、司法的な介入で子どもを躊躇なく保護することとした。2007年法の下では、家庭外措置されている子どもは2年ごとに子ども判事の評価を受け、今後の見通しを決めることになっていたが、2016年法では家庭復帰する可能性がないと判断された子どもに対しては、2年ごとの判事のレビューは必要ないと明記された。2016年法のもう一つのポイントは子どもの予後に対する継続的な評価である。子どもに対する支援についてPPEという支援計画に基づき、定期的に客観的なレビュー評価を行うことが義務づけられた。PPEの内容については、子ども判事・親・子ども（可能であれば）が同席し決定され、親・子どもがそれぞれについて同意のサインをすることとなっている。

2016年法の下では、判事は子どもを親族に措置することもできるようになったが、制度として定められているわけではない。極端なケース（1年以上実親が音信不通のケースなど）は、実親は親権を剥奪されるときもあるが、ほとんどのケースでは親権は制限されないままとなることが多い。2016年法はあくまでも子どものニーズに焦点を置くものであり、親についてはすでに家庭外措置に至るような状況になるまで（つまり子どもにリスクがある状態の間）に、すでに支援が提供されていると考えられる。里親に措置された子どもは、里親と関係を結ぶ場合もあるが、英米のように里親が養子縁組をすることはフランスでは

まれである。養子縁組が行われる場合は、親が死亡した場合、匿名出産など実親が親権を自ら放棄し、養子縁組を希望している場合、親が親権を剥奪された場合（長期の音信不通・行方不明など）に限られている。実親が養子縁組への同意を翻した場合については、子どもの安全を守るために3年間のモニタリングと支援の提供が義務付けられている。

一 フランス児童保護政策に対する改善点

改善点の1つ目は、親や子どもの支援を行う民間事業所に対して、国がもっと支援を与えるべきである。県の予算によって民間事業所に対する補助・委託費は変わってくるが、国が県の格差を是正するように国として民間事業所に支援を提供すべきであると考え。また、家庭外措置されている間の親と子の訪問を援助するような細やかサービスを提供している民間事業所がさらに発展できるように支援すべきである。2つ目は県が予防的支援に力を入れることができるように、国の全体の政策として補助すべきだと考える。3つ目は、当事者である親や子どもが参画できるような仕組みをもっと取り入れるべきだと考える。

2) 2018年9月11日

Nadege Séverac 氏（フリーランス・リサーチャー）

場所：Nadege Séverac 氏自宅にて（Auberville）

概要：

Séverac 氏はフランスの児童保護施策については、政府の政策に関わる審議会のメンバーとして影響力のある実績を伴った研究者である。特に専門とするのは、DV ケース、乳幼児期の子どもと家族に対する支援である。本ヒアリングについては、調査の主旨を伝えたいので、リサーチャーとしてのフランス児童保護施策全般に対する意見および来年度に向けた本調査実施に関する助言を得ることを目的とした。

一 フランスにおける児童保護領域でのリサーチについて

フランスにおいては、数的なエビデンスを得ることは難しい。Isabelle Frechon 氏はケアリーバーの若者の退所後の生活に対する統計的データを提示したが、限定されたサンプルでのデータである。しかし、大変興味深い結果を提示していた調査である。彼女は元ソーシャルワーカーで、実践に基づいた統計的なエビデンスを提示している数少ない研究者である。フランスのリサーチャーは財政的な支援が得られづらい。Frechon 氏の調査は15人のリサーチャーからなる調査チームで行われ、1500人のケアリーバーを18歳の措置解除後に追跡調査した大変貴重なデータである。Frechon 氏に会えば、調査の詳細について聞けるはずである。

フランスの研究は実証研究であってもナラティブを使った質的なものか、小さなサンプルのものが多く、科学的なエビデンスが得られにくい。また、現場で起こっていることは、

政策やプロトコルに書かれていることと違うことが多いので注意しなくてはならない。管理職や政府関係者などはとてもたくさん話はするが具体的なことを言及しないことが多い。よい支援を行っている個々のプログラムを見に行くことによって、なるべく現場の状況を体感することが必要だと思う。

ーリサーチャーから見たフランスにおける家族支援について

フランスにおいては、イギリスやアメリカのように「児童虐待」が公的権力が家族に介入するための根拠として使われていない。フランスでは1990年代から2000年にかけては、児童保護のもとで「子ども虐待」という概念はあったが、その後は、家族が社会によって不当に取り扱われた結果、児童虐待という現象が起こっているという解釈がなされるようになった。フランスでは児童虐待と貧困に強い関係性を認めている。貧困問題に対して取り組んでいる民間事業所が政治的に力をもっていて、被虐待児は親に虐待されているのではなく、貧困を起因としたリスクがあるとみられる傾向がある。フランスでは純粋な児童虐待やネグレクトはとても稀なものと取られることが多い。5人きょうだいの世帯で実際、親からの虐待を受けていたことを実証できるのが1人であれば、他の4人はリスクがあるだけだと考えられ、家族のもとに残されることがほとんどである。家族に対する支援が強調されるフランスの特長だと思う。フランス語で“mistreat”を意味する“maltraitance”はとてもネガティブな意味で捉えられており、親を「悪い親」と呼び、非難していることになるので、なるべく使うことを避けようとする。2007年法において« maltraitance »という言葉は法律の中から消去され、« enfants en danger », « enfants à risque » という言葉を代わりに使用することとなった。ソーシャルワーカーは親が明らかに虐待行為をしていても、貧困など生活環境上の要因に虐待の原因があるとして、親に責任を求めることを避けようとしてしまう。親の側に立つあまりに子どもの安全や健全な発達を保障できない状況になってしまう状況を実践でよく目にする。

家庭外措置されている子どもの数は必要とされる数よりも少ないと感じる。そもそも家庭内の虐待を理由として児童保護の対象となっている子どもの数自体が少ないのではと思う。性的虐待などの件数も実際よりはとても少なく感じる。子ども判事の判断も、家庭外措置をするとなると決定的な証拠を探そうとしてしまう傾向があり、子どもを危険なまま在宅においてしまっている。

フランスという国家が家族を重視しているのであるならば、もう少し予防的な支援に国として力を注いでもよいと思う。ユニバーサルな支援に対しては、収入保障の面で充実していると思うが、それ以外の部分で家族を支援するような施策を充実させる必要がある。妊娠期からの予防的な支援にもっと力を入れるべきである。フランスのシステムは家族に対して全人的な視点で支援を提供せず、部分的で限定的な支援が中心となっている。以前はソーシャルワーカーも家庭訪問を積極的に行い、生活の全面に対して支援を行っていたが、今は家族に事業所などに来所させることが多く、官僚的で管理的なやり方になってき

てしまっている。

フランスにおいてソーシャルワークはとてもあいまいなポジションの職種であり、あまりその価値を重視されていない。公的な施策の中にその支援が取り込まれているため、組織から規制されている部分も多く、ルールでがんじがらめになっている。そのうえ、親への対応も気を使わなくてはならない。ゆえに、中にはとても高圧的な態度で親を指導するワーカーもいれば、過剰に同情的な態度で接するワーカーもいる。

ソーシャルワーカー自体があまり長年定着しない。社会的養護の現場になるとさらに定着しない傾向にある。グループホーム型の家庭的養護の Children's Village であってもケアワーカーが定着せず、子どもたちに安定した関係を提供できずに苦勞している。

DV 対応の現場でも感じるのだが、法律や政策に現場の対応がついていない。2010 年に DV の被害者を法的に保護する法令が整備されたが、年間に 1500 件の申請しかない。警察に保護を求めに行っても、裁判所への手続きを再考するように勧められたりするらしい。

2007 年法においては措置を避けるための家族維持のための支援が制定された。Le placement à domicile または Le placement éducatif à domicile - PEAD と呼ばれるもので、家庭訪問による集中的支援を行っている。

一DV ケースと子どもの保護の関係

面前 DV のみでは子どもが措置されることは実際には少なく、そのほかの問題を生じた時に子どもは措置される。多くの場合、ソーシャルワーカーは DV はカップル間の問題であり、養育的な問題だとはとらえない。フランスでも面前 DV を子どもの心理的虐待だととらえ、児童保護ケースで扱うことにはなっているが、言い争いや身体的暴力を伴わない場合は扱いが難しい。警察は DV ケースを扱いたくないのはフランスも日本と同じである。

一なぜ施策や政策が実践と結びついていないのか？

長年住んでいたスイスと比較してもフランスは歴史や理想に固執しており、新しいものを受け入れるのに時間がかかる性質がある。対貧困施策、雇用や経済の問題に関しては、政府はとても力を入れているようだが、子どもの問題となるとあまり熱心ではない。

3) 2018 年 9 月 12 日

Gaby Taub 氏 (元 AFREM 支部長・OSE ソーシャルワーカー)

(主に資料提供)

提供資料：Taub 氏による論文オリジナル原稿コピー

1. L'Enfance Maltraitee : Un Devoir D'Ingerence
2. La Revlation Du Secret Dans Le Cadre Judicare, et Apres ?
3. Supervision à la Carte : A Strategy for Preventing Burnout

4. L'approche familiale à l'ose
5. Conference Matriantance AS 2 et ME 2
6. Court Mandated Assessment : Linear vs. Systemic Approach
7. The Way We Were: A Historical Review of the Progress Made in France toward Protecting Children From Abuse and Neglect
8. Breaking Walls, Building Bridges: Integrating Fragile Families into French Society
9. Family Support in the Prevention of Child Abuse

4) 2018年9月22日

Pierre Moisset 氏 (フリーランス リサーチャー)

Pierre Moisset 氏自宅にて (Auberville)

概要:

Moisset 氏はフリーランスのリサーチャーで主に政府や県に直接雇用されて政策評価・提言を行っている。専門は反貧困政策における乳幼児期の子どもとその家族への支援、児童保護領域においては児童保護に関わるソーシャルワーカーのエキスパティーズのあり方について研究している。リサーチャーの視点で、とくに社会学的な視点から、フランスの児童保護と家族支援のあり方についての話を聴くことができ、次年度からの本調査に関しても貴重な助言を得ることができた。また、次年度の調査対象に対する選定および調査協力者としての協力も申し出ていただいた。

一フランスにおける児童保護および家庭支援について

フランスの児童保護施策は基本的に親子関係を維持することに積極的だが、どの親子は関係を維持するべきで、その親子はその関係を断ち切り子どもを守る必要があるのかという判断に根拠がなく、その判断は人や状況によって変わってしまう。国が一つのやり方を持っているわけではないので、地方自治体(県)によってやり方が違う。

親子関係に関わる支援については、時代によって変遷があった。1989年法はフランスにおいてアグロサクソンの児童虐待の概念を紹介したものである。それは子どもの権利条約や国際的な流れを反映している。2007年法において「児童虐待」の概念は姿を消し、2016年法の中に復活した。ポリティカルなパラダイムでは子どもを保護することと、家族を維持することはアンビバレントな関係になることがあった。2007年法においては家族維持に重点を置いていたが2016年法においては、子どものニーズに重点を移すようになった。2007年法以降、家族の支援に焦点を置くあまりに、多くの子どもが危険な家庭環境の中に長期間置かれることになり、大きなダメージを子どもが受けることになったため多くの批判があった。ゆえに2016年法は徐々にではあるが、今まで、家族側に偏重していたやり方からバランスを変えることになった。

実践の場では、児童保護サービスは予防的な観点から早期に支援を投入することが大切

なのはわかっているのだが、どのような対象に早期介入を行うべきかが正確にわかっていない。社会的に低い地位にある層を対象にすべきなのか、貧困層を対象にすべきなのか。どの層が虐待の発生するリスクが高いのかわからなかった。政策的には子どもを守ることを重視するとしたが、どこから対応すればよいのかわからなかった。フランスでは、予防的な支援は特定の対象を選択しないユニバーサルなサービスを基盤として行っている。米国のように人種や宗教などの特定のポピュレーションに対するプロファイリングをすることにとっても抵抗がある。建前としてはすべての人は平等だとするカトリックの考え方が大きく影響しているのかもしれない。貧困問題は道徳的な問題であって、社会的な問題ではないと考えられている。現時点では、児童保護の対象を限定するような実証的研究が行われていない。

フランスの児童保護のもう一つの特長は、フランスには 101 の県があり、それぞれの県の自治権が強いということだ。それぞれの県が国の政策の枠組みの中で自由に独自のやり方でその施策を展開できることになっている。組織的な構成も違うし、かける予算も違えば、データアーカイブのソフトウェアも統計の取り方も違う。17 の異なるデータ管理のソフトウェアがフランスの 101 県の中で使われている。ONPE（国の調査機関）は国内の児童保護に関わるデータを集約することになっているが、現時点で 17 県のデータしか集約できていない。あとの 84 県の統計的データについては全く国は把握できていない

DGCS（フランスの厚生省にあたるような機関）の審議会で、児童保護のサービスの対象を定義づけるための探索的に調査する試みがあったが、財源が足りなくて、不十分な結果で終わってしまった。そもそも社会学や教育学などの大学の学部では児童保護は研究領域としても専門としてもあまり認知されていない。児童保護を専門としたリサーチャーも少なく、明確にわかっていることが少ない現状がある。政策的には予防的対応が重要だとはわかっているが、どのように実践すればよいのかわからない。フランスはユニバーサルサービスの国である。国としてのサービス提供の枠組みは特定の対象に限定せず、ユニバーサルであるように求められる。最近の貧困対応に対する政策は対象を限定することをゆっくりと考慮し始めたが、まだまだ消極的である。

家族政策においては、最近、神経科学が主流となってきた。神経科学は子どもに関する観点が精神分析よりもより明確であり、より正確であり、より実証的である。今まで抽象的であったものが神経科学の理論により、具体化されるようになった。子どもがどう感じているのかや、どう考えているかなどが、神経科学の実験によって具体的にになってきたのである。神経科学はこの研究の目的にも合致している。子どもの発達を阻害しない限りは実親との関係は維持されるべきだからだが、子どもの発達を阻害しているかどうかを知る手立てが今まで精神分析的な視点しかなかったが、神経科学は新しい視点を与えてくれた。子どもの発達のニーズを実親が充足できているのかなども神経科学によれば客観的に明確に評価することができる。フランスでは家族を支援し、なるべく家族を維持しようとするに固執していたが、なぜ維持するのかの理由がわからなかった。親のために子ど

もを家族にとどめようとするのはわかるが、それは本当に子どものためになっているのか？を知る手立てがなかった。しかし徐々にではあるが、家族偏重志向からアングロサクソンの子ども中心志向にパラダイムが転換しつつある。家族は子どもが育つ環境にしかすぎず、子どものニーズが最も重要であるという考え方だ。ゆえに子どものニーズを評価することが大切になる。

行動計画を立てる時には、政治的なことを考えなくてはならない。国は何で成り立っているのか？家族なのか？個人なのか？国が家族を単位として成り立っていれば、どうしても家族を重視した政策にならざるを得ない。デンマークやスウェーデンなどはもっと個人を基盤としているので、児童保護の考え方もフランスとは違うのではないかと思う。フランスは北ヨーロッパと南ヨーロッパの社会的な立場が混合した国家である。エスピン・アンデルセンは国家の福祉施策に関するタイポロジーを行ったが、フランスは混合モデルとして分類されていた。

一施設における実家庭に対する支援について

施設は組織的な優先順位が日々の子どものケアであり、本来とても閉鎖的な組織で孤児院を起源とした施設が多いので、なかなか実親と子どもを維持しようというところに動機が向かない。

以前、児童保護における医療ケアについて研究をしていたが、施設養護中の子どもに対する医療ケアの保障は難しく、多くの場合、実親の同意が必要となる。原則としては、すべての医療的ケアについて実親の同意を求めなくてはならないが多くの場合、実親とは連絡がつかない。なので、実際には法律上は違法であるが、県の権限で医療ケアを提供しているということがある。本来ならば、医療ケアを通じて実親との関係調整を行う手立てとなるかもしれないが、施設養護の現場ではそのような余裕がないというのが現状となっている。

一児童保護ケースにおける父親への対応

ほとんどの児童保護ケースではひとり親家庭の母親か多子家庭の母親が支援の対象となる。フランスの貧困家庭を分析してみると、3人以上の子どもがいる多子家族か2人以上の子どもがいるシングルマザーが多い。フランスでいうシングルマザーは、婚姻関係は関係なく、パートナーがおらず、父親からの支援を受けていない状態にある状況を言う。父親が物理的に遠くに住んでいる、父親からの音信が途絶えている、父親となる男性とは出産後、関係を断っているなどの状況が考えられる。父親が子どものことを法的に認知していれば、父親も親権を持っていることになるので、子どもに関する決定事項に対して父親にも権限がある。しかし、父親が日常的に不在であれば、母親だけが意思決定を行うことになる。両親がカップルであっても、母親が主に面談や訪問に来ることが多い。シングルマザー世帯の3分の1では父親が法律上不明であると言われている。

日常の業務に追われてしまうと父親に働きかけようというところまでいかない。実親に対する働きかけも日常の業務に追われてしまい、優先順位が低くなってしまふことはしばしば起こってしまう。児童保護サービスに対する人的資源は限られているので、中々、実践が望まれるところまでいかない。

一対象を限定しないユニバーサルなサービス提供は児童保護領域において効果的なのか？

資源を広く浅くばらまくのは効果的だとは思わない。ニーズの深刻さは人によって違う。ユニバーサルなサービスによって、全体の 10 パーセントくらいの人々のニーズは満たされているとは思いますが、実際は本当に支援を必要としている人のニーズを満たせていないと思う。効果はどんどん少なくなっていると思う。フランスの児童保護は混沌としている。

一県によって取り組みに格差があるのはなぜか？

それぞれの県の管理職がどれだけやる気があるかによる。ある県で革新的な試みを行っても、それを継続していく枠組みがない。やる気がある人がいればいろいろな実践が試みられるが、そうでなければ最低限度のことしかしない。

一民間事業所の格差はどうか？よくできる民間事業所は何が違うのか？

それぞれの事業所が持つ歴史や成り立ちによるものが大きい。明確な答えはない。現時点は過渡期にあっている。以前はフランスでは精神分析が主流を占めていた。60 年代・70 年代から 2000 年初めくらいまで。アングロサクソンのやり方が 2000 年以降から導入されるようになった。民間事業所の中でも新しく輸入されたやり方を試みるところが見られるようになってきた。仲介面談もそのやり方の 1 つである。

一本研究の目的にあった調査に対するアドバイス

フランスは確かに家族というもののイメージを大切にはしているが、その家族を守るためにどのようにすればいいのかという部分は、曖昧でかつ多様なやり方をそれぞれで行っている。県独自で行っている実践でよい実践を見つけることは可能だと思う。そのような独自の実践を行っているところで実績のあるところに訪問していけばいいと思う。

Lance 県では親子面談の多くを民間事業所が委託して仲介している。仲介面談は長年行われているが、親自身に変化が見られないことも多い。親自身の子どもに対する対応は変わらないことが多く、どのようなケースにおいて仲介面談が効果的になるのかということの評価しなければいけない段階に来ている。

フランスは 60-70 年代から 2000 年初頭に至るまでは精神分析が児童保護における実践では主流であったが、2000 年をすぎたころからアングロサクソンの実践についても、数ある民間事業所で試行されるようになってきた。親子の面談や子どもの一時的帰宅の影響を客観的なスケールを用いることで評価しようとするやり方もその 1 つである。

仲介面談においては、面会を観察している専門家が面会中の親子の間のやり取りや関係をスケールを使ってチェックする。また面会前後の子どもの心理や行動についてのポイントを評価できるようになっている。これらの評価結果は客観的な評価結果として、子どもの次の支援計画を立てる参考となるように子ども判事に提出することができる。

今回の研究において重要な点は、実親との関係が当事者である子どもにとってどのようにとらえられているのかである。フランスは家族に価値を置いている文化ではあるが、とくに児童保護の領域においては、家族という概念はとてもあいまいなものである。そんな中、児童保護ケースの当事者である子どもがどのように自分の実家族のことをとらえていて、自分の人生において、どのような位置付けで思っているのかが重要である。制度的に客観的な根拠を示されて「こういう理由で、あなたは家族から離れて暮らさなくてはならない」と言われるのと、子ども自身が実家族のことをどういう風に受け止めていくのか子ども自身で決めるのとは違う。物理的に離れている中で、子ども自身がどう実家族をとらえ、自分の人生の中に家族をどういう風に置くのかを考える支援が必要になる。ただフランスでは、そんな支援は実践化されてはいない。「あなたの家族はあなたにとってあまりよくない。毒親だ。」と他人が言うのは簡単だが、子どもにとっての実親はもっと複雑な対象である。親子関係の絆を家族の側から考えるか、個人の側から考えるかで全然違う。どの立ち位置からの研究なのかというのは考えておかななくてはならない。

良い実践とは何かについて定義しておかなくてはならない。よい実践とは「実践の目的が明確であり、きちんとした効果が実証できているもの。政策や時世に振り回されるのではなく、きちんと自分たちのミッションをもって行っている実践。また独自の明確な目的を持っていること、また自分たちの実践の領域の限界をきちんと持っていること」だと思おう。フランスでは社会的・医療的サービスに関して「良い実践」を認定する認定機関がある。その認定の仕方には疑問がある。基準はあいまいなのに、「良い実践」を認定する機関があることは矛盾すると思う。

研究の目的が親子関係の調整や維持に対する実践を探ることならば、親子関係の調整や維持を自らの実践目的として明確にしており、自らの実践がきちんと効果があることを評価して確認している民間事業所や専門職を対象として調査すべきである。

継続すべき親子関係とそうでない親子関係を客観的な尺度を使って判断する方法は画期的な方法である。維持することが有害となる親子関係を判断することができるので、有害な親子関係に無駄な労力を費やさなくても済む。子どもにとって必要な親子関係にのみ資源を注入することができる。

5) 2018年9月23日 Colette Duquesne 氏 (DEI France (Defense for Children International) 代表) <https://dei-france.org/pages/actions>
場所：43 avenue du Maine, café " Paris Montparnasse"

概要：Duquesne 氏はパリを拠点とした子どもの権利擁護のための団体である DEI France (Défense Des Enfants International France) の代表であり、長年、里親ケアに関わるソーシャルワーカーとしての経験を持つ。前もって送っていた事前の質問を回答して持参してくれた。ヒアリング調査では、長年の児童保護の領域での経験を踏まえて、児童保護についての考え、親に対する支援について等を事例を挙げて、自身の経験から答えてもらった。

事前に用意した質問への Duquesne 氏の回答

—あなたにとって子どもが親子分離されるということはどういうことか？

子どもを身体的、心理的、もしくは倫理的な危険から保護するという目的で物理的に親から引き離されて、施設もしくは里親に措置されることだと思う。しかし、物理的に親子分離されたからといって、親の子どもに対する権限がなくなるわけではなく、維持される。

—どんな時に親子分離することが不可避だと思うか？

身体的、心理的虐待または重度のネグレクトと思われるような危険が存在していること（民法 375 条 22 位 CASF 参照）

—実親と子どもの関係に関してフランスの児童保護サービスは概してどのような考えを持っていると思うか？どのようにそれは発展してきたか？その発展に関してどう考えるか？

子どもが法律の中心となり、今まであまり考慮されなかった子どもの利益と実親の立場が考慮されるようになったことで、関係性に関する考えが変わってきた。関係性に関する考え方は2つあり、関係を維持した方が子どもの利益になるという考え方と子どもの発達を害するような関係であれば断絶した方がいいという考え方である。

私はワーカーとして働いてきて、子どもを分離された親の悲しみや苦しみを理解しようとしてきたし、親の思いがなかなか支援者には届かないことも見てきた。また、親は支援者からなかなか人を信用しないと思われているのではと恐れている。親は子どもが代替養護が必要なことは認めなくてはならない

—子どもの生涯を通して、在宅時、措置中、退所後の子どもと実親の関係を再築、維持、変化させるために最も良い方法は何か？

家庭外措置をして支援が終了したのではない。どうしたら措置を終了し、子どもが家に帰ることができるのか、措置理由となった問題をどのように解決するのが重要である。問題は親子分離したのちの実親との関係である。分離（措置）中の親子関係を支援すべきだろうが、子どもの利益を考えた際、どんなことができるのだろうか？すべてのケースに有効な普遍的な実践などはない。1人ひとりの親、子どもによってそれぞれの状況は異なる。包括的・系統だったアプローチが必要だと思う。親子関係に効果的な支援でなければその関係性を再構築することができない。親を支援することによって親が持っている

困難な状況を克服し、その状況に変化をもたらすことができる。多職種による評価を行うだけでなく、心理的・臨床的なフォローアップも必要である。同席面談や訪問を行い定期的に親子関係をアセスメントする。児童保護ケースに父親が不在であることもよく見られる。県の児童福祉局のケースのほとんどが母子世帯である。親同士が離れてしまっても父親オことを無視しないことが大切である。もしもきょうだいがある措置先、またはきょうだいの一部のみが措置されて離れ離れになってしまった場合は、措置開始時より、どのようにきょうだい間の面会や訪問を行うかを計画しておかなくてはならない。きょうだいに定期的な交流の機会を与えることが難しいこともある。

一過去 30 年間での親支援や児童保護に対する法改正をどう思うか？

これまでの改正は必要だと思う。分離された後の子どもに対する調査結果から改正が必要なことは明らかだった。実親に対して懲罰的な性格を持つ 2016 年法は多くの批判があった。Maurice Berger は実親と子どもの関係性の維持に対しては厳しい態度をとった。ソーシャルワーカーの立場も子どもを優先する立場と親の支援を優先する立場に 2 分された。だが、有害だと判断された親についても、子どもにとっての役割はあると思う。フランスでは何かに変化することは本当にゆっくりである。

一これらの児童保護に関する政治的かつ社会的な変化はどのように法律に反映されているか？

実践で起こっていることは十分法律に反映しているとは思えない。当事者の参加については法制化されていない。実践はワーカー個人によって違うし、県によっても違う。ワーカーの中には当事者が意見表明できる場所や機会を作るための取り組みを行っている人もいる。当事者のエンパワメントという考え方を実践に取り込んでいる。しかし、ワーカーの中には自分たちが家族にとって良いことは何かを一番よく知っていると思込んでいる人もまだまだ存在している。

一この数年間の間の家族支援に関わる大きな変化はなにか。

地方（県）への分権。たくさんの報告書。人権関係の法律の成立 2007 年法
親子関係の維持のための新しく開発されたプログラム。集中的な家庭訪問による家庭内保護。支援の個人化、親は協働のためのパートナーとみられるようになってきた。

PPE の作成（支援計画）の義務化

ネグレクト家族に対する対応についてはまだまだ。課題が残っている。

ヒアリング

当事者の団体であれば、Universités Populaires des Parents という団体がある。Universités Populaires とは市民大学のような組織で、サルコジ政権の時に貧困地域にある

親のムーブメントの1つとして設立された当事者団体である。2つの大学 *Universités* がある。2つの大学を民間事業所が運営している。*Universités* (大学) という名称は研究者と共に運営しているからである。子どもが措置されている親の代弁機能や、措置先のケアの改善のためのソーシャルアクション、親同士の相互扶助のために集まったりしている組織である。そこに行けば当事者の話が聞けると思う。紹介は可能である。

子どもが危険な状況にあるにもかかわらず、児童保護サービスが何もしない状況があり、とてもフラストレーションを感じていた。

事例：2002年—2003年の出来事。母親が精神疾患を持っているケース。母親は病院に行き「おなかに虫がいる」と訴えたが実際は妊娠していた。母親はすでに12歳の子どもがいて、祖母が実際には養育していた。この子は母親のことを大変怖がっており、魔女だと呼んでいた。母親は精神的に錯乱していて、無職だった。

Duquesne氏は当時、児童福祉局のワーカーであり、母親が出産後、子どもを母親のもとに戻すことに反対していたが、児童福祉局は母親に戻すことを決定し、Duquesne氏は検事に直接訴えて子どもを母親のもとから保護した。生後1か月の間、子どもは母親から分離され、母親は精神病院に入院した。児童福祉局は子どもを養子縁組に出したかったが、祖父母が反対し、祖父母が親権を持つことになった。最終的には良い結果だった。母親は退院後、フォローアップの評価を受けたが、しばらくして安定してから、祖母宅にて子どもと面談することになった。その後は、児童福祉局のケースとしては終結したのでケースの予後についてはわからない。実際、祖母は児童福祉局が祖父母を無視して養子縁組をしようとしていたことに腹を立て、その後のいかなる支援も拒否した

Duquesne氏がワーカーをしていた6年間でこのようなケースは4ケースだったが、子どもが危機的な状況にあると判断される場合は、躊躇せず判断することが必要となる。

他の極端な例は、母親が3人の子どものうち1人を道連れに焼身自殺を図ろうとしたケースでそれでも心理士は2人の子どもの母親の元に残すべきだと主張した。2人の子どもは母親とその後2回週末を過ごしたが、とても母親のことを恐れていた。このようなケースの場合は、親子の関係を修復しようとすることで子どもを大変な危険にさらすことになるので注意しなくてはならない。

—2007年法以降の児童保護の流れ

2007年より以前は県児童福祉局と法国直下の機関である検察・子ども判事だけだったがここにCRIPという県のケース送致機関が加わるようになった。CRIPから県や検察にケースが送致されることとなった。

2007年以降は、危険なケースでなければまずは福祉的な介入を試みることとなった。2007年の法律の焦点は、親に対する支援を提供することだったが、2016年法の焦点は子どもに移行した。2016年の改正の誘因となったのは、Marineという子どもの死亡事例だっ

た。このケースでは子どもが危険の状態にあることは、県の児童福祉局は知っていたのだが、親を支援することに集中していて子どもを親から分離することをしなかった。

2016年法の制定を審議する委員会での意見が割れた。Danièle Russeau や Maurice Berger などは子どもが危険な状況に置かれているのならすぐに子どもを保護すべきだという考え方だった。2007年法では、家族が貧困状況であり、親が子どものニーズを満たせない場合は、まず家族全体を支援することになっていたが、2016年法はまずは子どもを引き離す方向となっている。イギリスのように貧困な家庭から次々と子どもが家庭外措置されて、富裕層の家庭に養子縁組に出されるのではないかと懸念している。Maurice Berger は審議会にて、子どもの基本的ニーズを認めないような親の権利を認めることは必要ないと発言した。

親の権利をただ剥奪することはできない。親の権利を制限する場合は、きちんと親が持つ権利について説明し、異論を唱えたい場合などについてもどうすればよいかをきちんと説明すべきである。子どもが危険な状況にいる時は、迅速に安全を確保することは大切だが、法律が子どもの安全のための保護を中心に改正されるのはおかしいと思う。子どもが危険な状況であることがわかっているにもかかわらず支援者は家族を支援することが大切だと思っている。

6) 2018年9月26日 Pascale Breugnot 氏

Responsable de Pôle Formation continue - Analyse des pratiques - Supervision - Enfance

場所 : *Ecole Spérierue de Travail Social, 12-18 rue du 19 mars 1962 94110 Arcueil*

概要 : Pascale Breugnot 氏はフランスの児童保護施策においては、家庭外措置を回避するための集中的な家庭支援を提唱した現場出身の大学教員兼リサーチャーである。今回は Breugnot 氏が提唱した集中的な家庭支援についてと彼女の現在、関わっているケアリーバーの退所後の生活に関する調査について話をしてもらった。

一家庭外措置の回避を目的とした集中的な家庭支援について

90年代になって初めて、児童保護において親の役割が求められ、そのための支援が提供されるようになった。集中的な家庭支援は Breugnot 氏が 2006年に提案したものである。初めはいくつかの自治体で実験的に行われていたもので、全国的には知られていなかった。2007年になって初めて、全国的にこの方法が知れ渡るようになった。2007年法は親への支援は子どもへの支援と同じくらい重要であると書かれた。しかしながら、Breugnot 氏がこの集中的な家庭訪問を提案するまでは、子どもの措置が従来の AEMO と呼ばれる在宅支援かしか対応方法はなかったのである。Breugnot 氏が提唱した集中的な家庭支援は、家庭訪問での支援を主としたものであるが、3週間に 1~1.5 時間の家庭訪問を 1 回だけ行う AEMO に比べて、週に 25 時間までの訪問による支援が可能である。この集中的な家庭支援で

は、個々の家族がもつニーズに合わせて訪問内容や時間帯もあつらえることができる。例えば朝に親が起きることができなくて子どもを学校に送り出すことができないことで、子どもが不登校になってしまっているケースであれば、ワーカーが朝に訪問し、子どもたちの朝の支度を手伝うことができる。Didier Mouzez 氏という 80 年代に活躍した心理学者は、親が親になるためには知識ではなく、日常での経験が大切であり、また倫理に基づいた価値観とそこからの正しい判断が必要だと唱えた。この集中的家庭支援はその考えを採用し、これまでの心理的ケアを中心とした支援ではなく、家族の日常生活環境での支援を大切にしている。またワーカー1人当たりのケースロードについても、AEMOのケースではワーカー1人につき 25-30 ケースを担当していたが、集中的な家族支援では2-3ケースが普通で、最大でも 4 ケースまでくらいであった。家族は担当ワーカーに必要な時はいつでも電話をかけることができ、ワーカーは家族の危機的状況や SOS に迅速に対応することができた。

家庭外措置の代替ケアとして *Accueil De Jour* という方法もその 1 つである。これは保護的な保育所のようなもので、子どもは日中の間、この施設に通所するが、夜は家族の元に戻る。何か危機的状況が起これば緊急に保護できる場所も準備されている。2007 年法にてこれらの革新的な方法が法制化された。司法的介入でも福祉的介入でも用いることができる。

子どもが家庭外措置されるとその間の親子関係が途切れてしまう。ゆえに子どもが家庭復帰しても、関係がうまくいかなくなってしまう、再措置されることも少なくない。家庭内保護のような子どもが在宅にとどまったままで、保護するような形をとることで、子どもの安全を確保しながら親子関係を維持することができる。

最近の傾向として、親はサービス提供の対象ではなく、支援者の協働パートナーとしてみるような傾向がある。*Co-education* や里親と実親との協働教育の考え方はこの流れに沿って生まれたものである。

この支援方法で家庭外措置は避けることは可能である。2007 年法にこの支援を含めるために、1 年間の準備期間を要した。2007 年法の施行後は、実践に移すまでにかなり短期間で研修を行い試行に移った。試行してから実施までの時間も短かったため、親のスキル自体をアセスメントする部分が弱かったかもしれないが、家族に対する変化は実感できる結果だった。

—ヤングアダルト（18—20 歳の措置延長者）とケアリーバーに対する調査について

Breugnot 氏は Isabelle Frechon 氏と共に、1600 の 18 歳から 20 歳のまだ施設ケア中の若者及びケアリーバーたちを対象に退所前と退所後にインタビューを行った。3 分の 1 の若者は実家族との関係を全く持っていなかった。この調査はミレニアムの若者たちに行ったが、調査対象となった子どもたちは 2007 年法による集中的な家庭支援の恩恵を受けてはいない世代である。

この調査結果では、里親ケアに措置された子どもの方が、施設措置された子どもよりも予後がよかったことが示された。ほとんどの県で、里親を増やすという動きとなったが、里親が足りないという状況となった。現在、Breugnot氏が教えている専門学校で、里親に対する講習も行っている。里親になるには240時間の講習が必要となる。多くの多様な里親希望者が講習を受けている。1人の里親資格者につき3人の子どもを受け入れることができる。夫婦で資格をもっていれば6人子どもを受け入れることができる。しかし、6人もの子どもを受け入れてしまったら、グループホームとあまり変わらない環境になってしまうので家庭的環境が保てないかもしれない。

ケアリーバーに対する調査はケベックでも同じような調査が行われている。Martin Goyerがケベックサイドの責任者である。

今まで18歳が措置終了の年齢だったが、18-21歳の若者も必要があればケアを受けることができるが、財政削減のため、この部分の経費が縮小されてきている。

一里親が里子を養子縁組する可能性について

里親や里子を最終的に養子縁組するようなケースもある。しかし、フランスでは里親は専門職と考えられており、養子縁組をすることは里親のプロフェッショナリズムに反することだと考えられる。里親は里子に対して必要以上に愛着関係を築いてしまっただけとはいけないうちになっているが、もちろん強い関係ができる場合もあり、里親ケア終了後に養子縁組を行うケースもある。それらのケースは「秘密の養子縁組」と言われる。里親から養子縁組に至った数は公表されていない。法的にも養子縁組を成立されるが、それはシステム外のところで行われるものであり、統計にはあがらないタブーとなっている。

実際に里親ケアにいる子どもたちは養子縁組の対象として望まれている年少児で心身ともに健康な子どもとは違う場合も多いので、必ずしも里親システムと養子縁組はつながってはいない。

一児童保護および社会的養護に対する提言

Breugnot氏の提言

1. 親の状況について子どもにもっと情報を提供すること
2. 予防的措置を増加させること
3. なるべく子どもが18歳以降の教育を継続できるように支援すること
高等教育を受けない子どもは18-21歳までの延長措置が受けられないまま措置終了となる。
4. 親が同伴していない移民の未成年の子どもに対する支援（1/3を占める）
5. 実親を探し出すことを希望している子どもがいる。

*Breugnot氏の調査についての論文は <https://elap.site.ined.fr/en/> 入手可能。

6) 2018年9月27日 Séverine Euillet 氏

(Maître de conférences Département Carrières Sociales IUT Ville d'Avray-Nanterre
Equipe de recherche Education familiale et interventions sociales auprès des familles
(EFIS, CREF, EA1589)

場所 : Bâtiment E, bureau E210

200 av. de la République - 92001 Nanterre Cedex

概要 : Euillet 氏は 15 年間、里親ケアにいる子どもの親子支援に対しての研究をしている。子どもを中心としてどのように専門家と里親、実親がどのように関わりあえばいいのかに焦点をあてた研究をしている。今回はフランスの里親ケアの概要と里親ケアでの実親の役割、子どもや里親との関係性について、自身の研究と共に話してもらった。

ーフランスの里親ケアについて

里親の子どもの関係性は里親と実親及び里親とワーカーとの関係性と強くかかわっている。里親と実親がよい関係性にあること、里親とワーカーがよい関係性にあることは、里親と子どもの関係に良い影響を与える。里親と実親が直接接触を持つことにおいては様々な意見がある。実親はたくさんの困難を持っていることが多いため、里親が直接、関係を持つことに懸念を示す研究者もいる。実際 30 年前に里親と実親との交流が法的に制限された。

国家として里親ケアに関わる法的枠組みはあるが、実際の実施については、県ごとに詳細を決めることができる。里親と実親と同席の上で子どもに関わる会議を開く県もある。関係性に関わる考えはさまざまである。いくつかの県では、里親が子どもの様子をノートに記録し、実親に報告するための交換ノートのような試みもされている。

里親を増やすため、また代替的ケアの目的として使うために、フランスでは里親を専門職化した。養子縁組を前提とした動機で里子を受け入れるのではなく、専門的ケアとして受け入れるということ、そして実親と子どもをめぐって感情的な競争を持つことを避けるためにこの専門職化が行われた。2005年に里親は専門職化された。里親は研修を受け、報酬をもらうようになった。有給休暇ももらえるようになった。里親と施設措置の割合は県によって違う。国全体としては 6 : 4 だと言われているが、実際には 8 : 2 の割合の県もある。傾向としては、里親ケアへの措置を増加させる方向になっている。

2016年法は、調査によってこれらの短期間であるはずの家庭外措置が長期化してしまっていることが明らかになった結果を受けて、これらの長期に家庭外措置にいる子どもたちを養子縁組の対象とすることとした。家庭外措置されて、2年の間、実親が状況を改善する時間が与えられるが、2年経っても問題が解決されていない場合は、子どもを養子縁組に出せることになった。すべての家庭外措置のケースは毎年状況を評価される。県のASEが状況を評価する。この法律改正の審議会のメンバーだったが、実際は少し懸念がある。実

親に対する支援が少ないことである。時間制限を設けているのに、十分な支援が提供されていない。十分な支援がないのに、時間が来て、実親に改善がなければ子どもを取り上げて養子縁組の対象にしてしまうのは横暴だと思う。このことに関しては多くの人たちが警鐘を鳴らしている。

3歳、4歳で里親措置された子どもを6年後に追跡調査してみると、1つの里親ケアに措置された子どもは情緒的にも安定しており、予後も数カ所の里親に措置された子どもに比べてとても良かった。里親をたらいまわしされるような状況は頻繁にある。理由はいくつかあるが、大きな理由は里親が常時不足していることである。子どもの中には発達障害を持つ子どもも多くいて、里親が代わると状態が悪化してしまう。

法律では実親は子どもの生活の中でのすべての意思決定に関して関与することとなっているが、実際には里親がすべて代行している。里親が同意書にすべてサインをする。実親は必要があれば承諾するだけであり、意思決定に参加しているわけではないことがほとんどである。

里親ケアについて専門職が何をすべきかについて基準については県によって独自のやり方があり普遍的なやり方がない。子どもの発達を評価するが、親の養育スキルを評価していないことも多かった。フランスでは精神分析が基盤となっているため、実践の手続きが標準化されてこなかった。Pierrine Robin氏は実践のためのアセスメント指標を作成し、実践のスタンダードを作成した。多くの県で実際彼女が作成したアセスメント指標は使用されるようになってきている。このアセスメント指標を使って、子どもが家庭復帰してもいいかどうかを決める。政府としては県の間の格差をなくし、一貫性を持つことを促進しようとしている。

里親の長期化に対する対策として、里親ケアから週末だけ実家族に戻って過ごすなどして、子どもの生活の中に実家族を入れておく。実家族に対する感じ方は子どもによって違うし、里親と実親との関係がどれだけ良いかによっても違う。子どもに家族の絵を描いて、というと、里親家庭と実家族の2つの絵を描く子どもも多い。離婚した家族やステップファミリーのように、自分が複数の家族を持っていると認識している子が多いのではないかと思う。

里親、実親、子ども間の関係性がうまくいっていないと、子どもの発達にも悪影響を及ぼす。里親に対する研修では、子どもを中心に置くのは当然だが、実親に対する配慮も忘れないように伝えている。児童保護システムにいる家族は、虐待が原因ではなく、経済的な困難や精神疾患などが原因となっていることが多く、家族自身がコントロールできないことも多いというのも里親はしっかり理解し、実親への共感を促している。

フランスの里親システムで優れている点は、1つは複数の機関が状況をアセスメントしている点である。取りこぼしのないように複数の視点から子どもの安全を確認することができる。それぞれの機関が自分たちの役割が明確でないために、本来の役割と思われる部分よりも少し多めの支援を行うため、子どもにとっては幾重にも確認してもらっていること

になる。

一週末帰宅時における安全確認

週末帰宅における安全確認については、子どもが実家庭から戻った後に、子どもから状況を聞ききちんとアセスメントをする。もちろん、週末の家庭復帰を始める前に、実家庭の状況についても訪問を行い、きちんとアセスメントをし、子どもの安全が確保できるかを見極める。子ども判事が同行者が必要と感じた場合は、実親と子どもだけにならないように命じることもある。アセスメントの結果によっては、次の週末帰宅を中止したり、方法を変更したりもする。

一親族による里親ケア

親族を里親とすることはあるが、全体では少数である。精神分析的な見解が強いフランスでは、実親が問題があるのは実親の原家族に起因するとの見方も強いため、子どもを親族に措置することをためらう傾向がある。

一里親の専門職化

2005年に里親の専門職化システムが導入された。また里親家庭についての監査指導を行うシステムを設けた。里親のための研修は国の基準として委託前 240 時間が義務付けられている。里親を希望するとまずは里親家庭の状態をアセスメントし、基準に合っているか評価する。このアセスメントは里親希望者の心理検査や犯罪歴等のチェックも含む。アセスメントに合格すれば、必修の研修として 240 時間研修+60 時間の実習を受ける。その後、里親認定証の取得を行うことは可能であるが、必ずしも認定証は必要ではない。多くの里親は認定証も取得している。

里親の給与の基準は 4—5 時間×最低賃金×子どもの人数/日で計算し、ボーナスや有休も保障されている。子どもに対する必要経費は別に支払われる。給与額の設定は難しく。里親を増やすためにある程度の給与は保障しなくてはいけないが、あまり魅力的になってしまってもいけない。

7) 2018 年 9 月 28 日 Muriel Eglin 氏 (*Sous-direction des missions de protection judiciaire et d'éducation (SDMPJE)*) 元子ども判事

場所 : *Ministry of Justice, 35 rue de la Gare 75019 Paris*

概要 : インターネットで「児童保護における司法的介入」についてイギリスとフランスの比較研究の英語論文を発見した。司法的介入における子ども判事の役割について、判事の立場からの話が聞きたいと考え、筆者の Eglin 氏に直接連絡を取ると、現職は子ども判事ではないが、イギリスに留学経験があり、英語でのヒアリング調査を快く応じてくれた。

一児童保護における子ども判事の役割と司法システムについて

危険な家庭環境に置かれている子どもが発見された場合、ワーカーは検察官にこのケースを申立てる。子ども判事は子どもと家族を召喚し、第 1 のアセスメントを行う。家族が協力しなければ、判事は 6 か月間の独自のアセスメントを民間事業所および司法機関に依頼して開始する。これは調査ではなく、社会心理的アセスメントである。このアセスメントを行うのは、民間事業所もしくは司法機関が任命した第 3 者のワーカーであり、すでに家族に関わっているワーカーとは全く別の人物である。この調査に関わるワーカーは家族とは関係のない人物であり、客観的な独立したアセスメント結果を導き出すことが必須となる。6 か月後、アセスメント結果が出たら、判事は再度、家族を召喚する。この際には、多くの場合、家族は協力的になっていることが多い。客観的なアセスメント結果なので、家族にとっても新鮮なものであり、その結果に同意することが多い。判事は結果を家族に見せながら、これからどのような支援計画を行っていくのかについて家族と共に話し合うことになる。家族と話し合っただけで結論を出すことが判事の役割であり、一方的に判断を家族に押し付けることではない。フランスにおいて判事の役割はいつも家族と交渉して結論を出すことである。時には、家族が同意するのに躊躇すれば、いろいろな選択肢を提示する。家族が同意するのであれば、緩やかな対応から始まるが、子どもの安全に心配があり、家族が協力的ではない場合は、強硬な対応、つまり子どもの家庭外措置を慣行する場合もある。判事はなるべく家族からの同意を求める。もしも、家族が子どもが措置されることに同意しない場合は、判事は警察の協力を求めることもできる。その場合、警察官がワーカーに同行し、子どもを連れていくことになる。また、検察官が同行し、家族に対して、法的に措置が強行されることを述べる場合もある。

初期の段階では、家族は司法的介入のプロセスについて全く分かっていないことが多い。ワーカーと判事が家族に初回面談の際に説明する。警察を同行しての強制執行は自分の 8 年間の判事としての経験の中で 3, 4 回あった程度である。家族は同意しなくても、強制執行されることはわかっているので最終的には不本意ながらも協力することがほとんどである。身体的虐待の場合は、病院で保護されて、そのまま判事が家庭外措置を執行するケースが多い。後日、家族の元に判事から召喚通知が届き、子どもの今後について話し合うために家族は判事のもとに召喚されることになる。

判事は一から支援計画を作るのではなく、ワーカーからの報告を基に支援計画を作成する。もちろん、アセスメント結果も参考にする。子ども判事は心理的、法的、犯罪学的な知識が必要であり、人格形成や親子関係の形成に関する知識や技術も持っておかなくてはならない。フランスの子ども判事の家族との折衝はファミリーコンファレンスのようなものである。すでにどのような方向性で話し合うかは判事の頭の中にある場合もあるが、最終的には家族自身が決定できるように話を持っていく。

子ども判事が家族に対して提示する支援計画は 6 か月～2 年にわたるものであり、計画終了時に再び家族は判事のもとに召喚されることとなる。その際、ワーカーからの家族の改

善状況についても報告がなされ、判事はそれを見ながらその後の状況について判断を下す。子どもが措置に残る場合もあれば、家庭に戻る場合もある。その際も、判事は子どもと家族と話し合いながら結論を決める。同じ判事が同じ家族と継続して関わるのが原則となっている。決定して支援計画に家族が従わない場合、そして子どもに対して危害が生じるような場合は、刑事的な手続きを行い懲罰の対象となる場合もある。検察官が刑事訴訟を行うと決めた場合であっても子ども判事も審判に関して介入する。

子ども判事はだいたい児童保護ケースを1年間に250ケース、少年非行ケースを150—200ケース担当している。家族とのミーティング（審判）はだいたい1回で1時間程度である。イギリスだと2日間にわたる。フランスでは審判時に家族と話し合いながら決めていき、その話し合いの結果で判断を下す。

家族は弁護士を雇って弁護してもらうことも可能だが、ほとんどの場合は弁護士は伴わない。国選弁護人を少額で雇うことも可能ではあるが、弁護士は雇わない家族の方が多い。子ども判事の中には、判事は社会的な利益を代弁する存在であるので、家族の利益とは葛藤しない存在であり、家族は弁護士は必要ないという人もいるが、判事の権威は家族にとっても大きいものなので、可能であれば児童保護のことをよく知った弁護士に弁護してもらうことは家族にとって有益だと考える。家族は判事の前では脆弱な存在であることは確かであるので、大事なことは家族が必要であれば弁護人を雇うことができるということを家族に事前に伝えておくことである子どもが自分の弁護をする弁護士を雇うこともでき、子どもの場合は国から費用を負担してもらうことができる。だが、実際には年長児であっても弁護士を子どもが依頼することはほとんどない。弁護士を雇うことの有益さを子どもが理解していないことが多いからだ。児童保護を専門としている弁護士は少ない。福祉的介入における弁護士の活動は全くない。親の法的弁護人を同伴する権利については、あえてワーカーが説明していないことの方が多い。

一福祉的介入との関係について

2007年法では児童保護が必要なケースに対して福祉的介入をまず試みて、無理な場合だけ司法的介入をおこなうこととなっていたが、実際には福祉的介入の割合は増えなかった。その理由は、実際の実践現場で働くソーシャルワーカーの意識が変化していなかったからである。フランスの児童保護においてソーシャルワーカーの存在は、状況をアセスメントし、その解決方法を家族に告げて、家族を指導することだと思われてきた。協働的な考え方がソーシャルワーカーの中にはなかった。変化をもたらすためには、協働して解決策に取り組んでいく必要がある。仲介者としての役割はソーシャルワークの実践においてあまり実践では根付いていない。コミュニティを基礎としたアプローチはフランスでは根付いていない。フランスはすべての人々が国に属していると考えている。民族的な違いなどは考慮されていないし、してはいけないという風に思われてきた。少しずつ変化してはいるが、国としては、特定のコミュニティが権力を持つことを恐れている。20年前、特定の宗

教の過激化(radicalization)に関する懸念が強まってから、さらに強いものとなっている。フランスは国がすべての国民個人に対して責任を持つという考えの元で成り立っている。そこにはコミュニティは介在していない。徐々に変わってはいるが、ゆっくりである。

一県における福祉施策の格差と国の司法システムとの関係性

県が判事が望むような支援を提供できない場合は、県がそれを確保するように判事が要請することは可能であるが、結局、資源がないところがサービスを提供することは難しい。フランス北部は経済的に貧しい県が多い。ケースは多いが支援は少ない。なので、家庭外措置される子どもも多い。富裕な地域は無料のサービスも多い。判事は自分が担当する地域の状況を把握したうえで、その状況に考慮しながら判断を下さなくてはならない。ソーシャルワーカーは判事は判断するのに必要な児童福祉や心理に関する知識が足りないと言うし、判事はソーシャルワーカーは家族に対して法的な手続きや権利についての知識がないため十分な説明ができていないという。互いに不服を言い合っているような面がある。2016年法にて国の審議会CNPEが構成された。国の代表、県の代表、司法機関からの代表、民間事業所の代表、児童保護システムの利用者である当事者によって構成されている。実践の質を上げる目的で実践をモニターする役割が期待されている。法的な権限はもっていないが、提言を行うことはできる。県の代表もメンバーであるため、県ごとの実践の質も向上できることを目的としている。県に対してデータだけでなく、ヒアリングなどの様々な方法で調査をかけることにより、それぞれの県の実情を把握しようとしている。

フランスの福祉システムは複雑である。県が社会福祉に対しては実践の実権をもっているため、なかなか政策を県での施策に下すことが難しい。司法機関は国が直接、運営しているのでそこで葛藤が起こる。県と国との間での話し合いをもっと活発にして情報交換を行うことが大切である。国と県との合同の研修などを行うにより、同じ情報と知識を共有できるようにする取り組みも行っている。基礎自治体の分権と中央政府の間のバランスは難しい。2007年・2016年法の両方に、児童保護に従事する者は領域に関わらず、共に児童保護に関する研修を共同で受講する必要があると書かれている。県によって研修を企画して実行しているところもあるが、していないところもある。判事のための学校、ENPJは他領域にわたる共同研修を企画し実施している。多職種による共同研修では、子どもの発達、アタッチメントや親子関係、子どもの基本的ニーズに関するもの、事例検討、他職種での実習なども含まれている。自分は県の児童福祉事務所で1週間観察実習を行った。

一子ども判事にはどのようなようになるのか？

フランスではすべての領域の判事が一緒に基礎的な訓練を受ける。すべての領域に関する訓練、家族、民法、軍事、刑法などすべての領域に関する訓練である。学校で1年、法廷での実習を1年した後に、専門領域を選択する。そしてそれぞれの専門領域での訓練を5～6か月受けることになる。理論と実践の両方についての内容となる。先輩の判事に同行し

て、実践から学ぶことになる。フランスの判事は弁護士資格をもたない。大学を卒業してから大変競争率の高い試験に合格した者だけが3年間のトレーニングを受けて判事となる。Eglin氏が子ども判事となったのは25歳の時である。イギリスの場合は判事はもともと検察官であるため（日本もだが）すごく驚かれた。

判事は1つの配属区に10年以上従事することはできない。多くの場合は3年以上、同じ配属区にとどまらない。Eglin氏は8年間、2つの配属区で子ども判事を経験した。判事として昇進するためには、他の専門領域も経験する必要がある。長年とどまらないことが多いため、経験知は深まらないかもしれないが、その分、研修によって知識や技術を培っている。フランスの判事の役目は弾劾主義であり。判事には大変大きな権威が与えられている。イギリスの判事に比べて、フランスの判事は質問をするし、より事案に従事する。歴史的に他の国とは違う歴史を司法的立場が持っている。判事は全人的に物事を判断し、判決を下す。子ども判事は親の側、子の側と特定の側に立つ訳ではなく、中立ではなく。すべての立場を代表（represent）する立場でものごとを決めるという風にとらえられている。

8)2018年12月21日 Isabelle Frechon氏（リサーチャー、*Chargée de recherche CNRS, socio-démographe*）

場所：Université de Versailles Saint-Quentin-en-Yvelines、47 boulevard Vauban 78280 Guyancourt

概要：Frechon氏は社会的養護のケアリーバーに対する大規模な追跡調査を行ったことでこれまでにヒアリング調査において頻繁に名前が挙がった人物である。もともとはソーシャルワーカーとしての経験を持ち、主に社会的養護サービスの質の向上、ケアリーバーたちの予後の調査を専門としている。Frechon氏の実施した1600人を対象とした調査の結果を中心にフランスの社会的養護で措置延長を行った18-20歳とケアリーバーの予後にどのような要因が関わってくるかについて話を聞いた。

一社会的養護を退所する子どもたちに対する調査について

調査対象

1回目 1622人 2014年時に17歳のサンプル

2回目 756人 18-20歳 ヤングアダルトを対象

1回目の対象はみんな措置中であった。2回目は措置終了後であった。

目的はリービングケアに対する評価

2回目は退所後の状況について、2回目は1回目の18か月後に行った。

調査は7つの県にて行った。

*フランスの社会的養護は基本的には18歳で措置解除となるが、子どもが自らの意思で契約を結び、措置延長を申し出ることができる。

本調査のサンプルの特長は多くがシングルマザーのケースであること、3分の1が実親との接触が全くないことである。また、これらのケースは大人を伴わなかった子どもの移民（Unaccompanied minors）のケースが多く、接触したくても実親が探せないケースが多い。本調査では、では初回措置の措置理由はケースの35%虐待（重度のネグレクトも含む）であった。

今回の調査対象（大人を同伴しない移民を除く）の6%が一人っ子家庭、43%が3人以上のきょうだい、24%が6人以上のきょうだいがいる家庭であり、多子家庭の方が子どもを家庭外措置されやすいと言える。

代替ケアのもとにある子どもは18歳になった時に延長するかどうかを決めなくてはならないが、46%の子どもは18歳で退所する子どもは実家族に帰る決断をした。これらの子どもたちは高校を卒業していないことも多い。実家族に帰る決断をするのは、子どもたちの多くが、自分が措置された理由を理解していないからである。多くのケースでは、親自身もなぜ子どもが家庭外措置されたのかきちんと理解していないことも多い。調査結果として、子どもが自分の措置理由を知っているほど、実家族に戻ろうとはしないことが明らかになった。

フランスの高校は卒業まで何年でもとどまることができるが、きちんと高校卒業を終えているグループは予後もいい。高校を終えることなく、18歳で措置解除して実親の元に帰ったグループは予後もよくない。大人を伴わなかった子どもの移民については、実家族は国内にいないので、社会的養護に頼らざるを得ない。教育の重要性もわかっているのに、とどまるグループと社会的養護を疎んじて18歳直後に退所してしまうグループとに二分される。一般のワーキングクラスの同年齢の子どもたちのデータと比べて、社会的養護にいる子どもの方は職業的訓練においても普通教育においても卒業率が低く不利である。調査対象の60%の子どもが高校を1年留年しており、40%の子どもが2年以上高校を留年している。留年したため、措置延長して卒業しようとしても21歳が延長の限度となってしまう。フランス語を母国語としていない子どもも多く、高校卒業にそれだけ時間がかかってしまう。

措置が自分たちにとって必要だったと感じるかどうか、のちの生活に影響を与えることもこの調査からわかった。家庭外措置が自分にとって必要だったと思えるケアリーバーは退所後に社会的なサービスを必要な時に抵抗なく利用することができる。社会的養護でよくない経験をした子どもたちは退所した後に社会的サービスに期待をしないし、支援を求めない。信頼をしていないし、関心もない。社会的サービスを必要であっても利用しないので、自分たちが親になった時に、支援を利用せずに自分の親と同じ状況になる子どもも多い。調査対象となった女子のケアリーバーの中には自分自身も若年で妊娠し出産する子たちも多くいて、最終的に自分の子どもが家庭外措置されるようなケースも多く見られた。

この調査からの提言として次の3つが言える。

1. できるだけ家庭外措置を防ぐ。特に不必要に18歳まで子どもを措置させるような状況は避ける。そして、家庭外措置の子どもを減らすことで削減できた予算で、代替ケアの質を上げる。
2. 18歳を超えた措置延長のケースを増やす。今は住居と毎月300€を給付してこれらの措置延長（自立援助）のケースを支援しているが、もっと違う柔軟性をもったやり方で18歳以上の子どもたちを支えるべきである。短期間だけの延長ではなく、もう少し包摂的で柔軟に、より長い延長システムによる自立援助を考えていくべきである。
3. 社会的養護下に子どもがいる場合に実親が持つべき責任についても考え、その役割を果たすことができるようになるためにどのような支援ができるかを考えなくてはならない。外的な資源や支援にばかり頼るのではなく、代替ケアにいる子どもに対しても実親が持つべき役割について考えるべきだ。子どもの養育ができない家庭に対して在宅にて支援する方法を開発すべきだ。家庭外措置にかかる費用を考えれば、在宅支援の方が安くつくはずである。社会的に不均等がおこれば、一般の子どもたちと社会的養護にある子どもたちの格差も大きくなってしまう。これらの不均等をなくすことも支援目標としていくべきだと思う。

—性的虐待のケースについて

調査対象の中に性的虐待ケースもあった。初回対応では性的虐待は12%女兒、4%男児、児童保護ケースの対象となつてからは全体の31%女子、12%男子が性的虐待の被害が明らかになった。初めに児童保護サービスに関わった理由が性的虐待でなくても、のちに明らかになるケースが多い。被害は女兒が大半だが、男児の被害もある。男児は7歳未満だと告発もするが、年齢が上がっていくにつれ、告発しなくなってしまう。反対に女兒は年齢が上がるほど、本人からの告発により明らかになるケースが多くなる。

すべての性的虐待ケースが刑事訴訟されるわけではない。タイミングを見計らって行う場合もあるし、子どもがその準備ができていない場合は必ずしも刑事訴訟はおこさない。また刑事訴訟で有罪になれば、子どもに対して18歳になった時に弁済が支払われるが、子どもにとっては受け取りたくないようなお金なので子どもは複雑な気持ちになることも多い

—養子縁組について

2016年法にて家庭復帰できないケースに対して、養子縁組を促進することが示されたが、養子縁組に関する統計は新しい取り組みのため、まだ把握できていない。2016年法が施行されてすぐに、北部の県では、家庭復帰できそうにない子どもたちをどんどん養子縁組に出す県も現れた。5歳未満の子どもの20%で養子縁組が成立するが、17歳の子どもを養子縁組する親が十分にいるとは思えない。養子縁組を促進したからといってすべての問題が解決するわけではない。社会的養護にいる子どもは年少児だけではない。またきょうだい

が多い子どもが多いため、養子縁組をすることによって、実親だけでなく、きょうだいとの関係も途切れてしまう恐れもある。

養子縁組を扱うのは子ども判事ではなく、違う判事が行うため、これまでの事情がわからないまま、養子縁組の手続きを行うことになる。

養子縁組には開放的な養子縁組と閉鎖的な養子縁組があり、開放的な養子縁組では実親との関係を維持することは可能であるが、閉鎖的な養子縁組では完全に実親と子どもとの関係を完全に切ってしまう。養親の心情として、実親との関係が切れてしまった方がいいので。開放的な養子縁組はほとんど使われることはない。閉鎖的な養子縁組では、子どもは養子縁組されたことを知ることはなく、書類上も実親についての形跡が何も残らないようにしている。

数年前、国際養子縁組についても制限されるようになった。2016年法においては養子縁組が可能になったがこれからどのように養子縁組が社会的養護にいる子どもたちに影響を与えるのかはまだわからない。養子縁組に関する研究としては Catherine Villeneuve-Gokalp の研究が有名である。

一 里親ケアと施設ケアについて

個人的に里親か施設かの比較は意味がないと思う。施設は里親ケアに不適合な子どもを受け入れていることも多い。里親ケアの方が予後がいいのは、問題が少ない子どもが措置されているので当たり前である。均質の子どもが里親ケアと施設ケアにいるわけではない。年長児は施設措置されることの方が多い。里親ケアに子どもが措置されることを実親が反対することもある。そんな場合は年少児であっても、小規模かつ短期間の年少児のための施設に入所する。

措置の場所ではなく安定が大事だと思う。里親であっても、子どもにとって不適合であれば、悪い結果を引き起こすこともある。里親の年齢も重要である。退職間際の里親であれば、子どもが違う里親に措置変更されなくてはならない。妊娠中のアルコール摂取による障がいのある子どものための施設など子どもの特性に合わせて特別なケアを提要できる施設の存在は必要である。施設と里親の両方が存在していることが必要であり、子どもやケースのニーズに合わせて利用することが大切である。

特定の養育者による安定は重要ではあるが、代替ケアはとても大きなサービス産業になっており、スタッフのターンオーバーも頻繁である。特定の養育者を保障することは不可能に等しい。重要なのは子どものニーズに柔軟に対応し、必要なケアをスムーズに提供することである。里親ケアも施設ケアもどちらも長所と短所がある。里親ケアにおいては、閉鎖的な環境となるため、中で虐待が発生する可能性もあり、どのように監査するのも課題となる。里親ケアのたらいまわしについて非難をする人もいるが、施設ケアにおいても職員の交代や離職などもある中で、どちらが安定しているのかについては、考え方による。

結局は、個々の子どもにとって安定とはなんなのか？を考えなくてはならない。里親に対しては十分な訓練と監督と支援が必要である。里子は様々な背景をもってケアにやってくるので、養育するのが困難である。

安定は確かに大切ではあるが、子どもニーズや気持ちへの柔軟な対応も重要である。里親ケアへの移行の主な政治的動機は経済的に安価であるということが大きい。子どもの措置先の選択に関しては、実際には空きがあるところに措置するということが少なくない。

フランスでは措置期間が長期化しているので、子どもが平均の措置期間である6年間すべてを施設で過ごすということは考えられない。親族での代替ケアについては、私的に行われることが多いため統計には表れないことが多いが、フランスでも親族ケアの可能性を探ることも必要だと思う。フランスで同じようなシステムでの全国水準の何かを全土に求めることは難しいが、代替ケアの質を保障する取り組みは、国全土で行う必要がある。

9) 2018年12月28日 Jérôme Valente 氏, (*Directeur MECS-SERAD du "Château de LORRY" et de la MECS*)

場所 : 30 Boulevard Saint-Symphorien, 57050 Longeville-lès-Metz

概要 : Nadege Séverac 氏からの紹介を受け、質の高い SERAD (SERVICE ÉDUCATIF RENFORCÉ D'ACCOMPAGNEMENT À DOMICILE) (在宅による集中的プログラム) を提供している民間事業所で SERAD の立ち上げから実施に関わりディレクターとして従事している Jérôme Valente 氏に SERAD での取り組みの内容、Valente 氏が管理している施設の見学をさせていただいた。

Valente 氏は SEARD 在宅教育プログラムと MECS 小規模施設と年長児の自立援助のための施設のディレクターである。10年間、ソーシャルワーカーとして働いたのち、ディレクターになって10年目である。親の当事者の会および SEARD のプログラムは Valente 氏の発案の元に2009年に立ち上げられた。民間事業所である "Château de Lorry" は貧困支援、障がい者支援、児童保護の分野があり、Moselle 県では実績がある民間事業所で、新しい試みを発案しても今までの実績のおかげで県も好意的にサポートしてくれ、立ち上げはとてもスムーズだった。

METZ のある Moselle 県は8郡がある。8郡という数があまり大きくないことが、県としても統制しやすかったのだろう。2007年法で子ども一人ひとりに PPE (個別支援計画) が作成されることが法的に義務付けられたが、現実にはフランス全土の半分の県のみしか作成されていないことがわかった。県の児童福祉局の ASE が PPE を作成することになっている。毎回子どもが児童保護に入る度に、作成されるが、基本となるものは初回に子どもが児童保護に入るときに作成され、1年ごとの見直しの時に改訂されることになっている。

—当事者の親の会

Moselle 県にて児童保護ケアの対象となっている親で構成される当事者の会は 2009 年に Valente 氏の発案により創設された。当事者の会とサービス提供者が直接話すことによってより良いコミュニケーションをとることができ、相互理解が生まれるため、プロセスが迅速になるという効果があった。1 か月に 1 回のミーティングがあり、毎回 3-10 人の親が参加する。誰でも参加することができるオープングループである。

ASE のワーカーが初回に訪問するときに児童保護のプロセスを説明するとともに、当事者の親の会のフライヤーが渡される（写真 1）。15 日以内に、CRAP（県の通告受理機関 CRIP のようなもの）に入った情報に対して異議申し立てがあれば申請することができる。

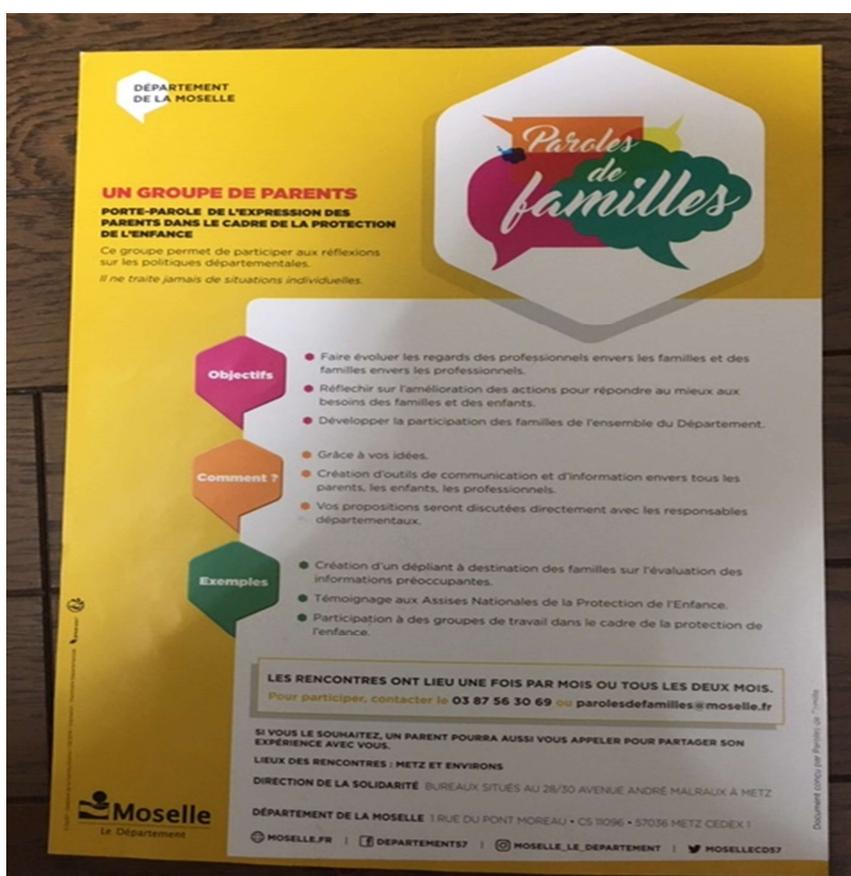


写真 1. 当事者の親のグループのフライヤー

—SERAD について

SERVICE ÉDUCATIF RENFORCÉ D'ACCOMPAGNEMENT À DOMICILE

(SERAD ; Enhanced home based educational services) と呼ばれる在宅での集中的な教育的サービスである。当事業所で行われている SERAD についてはは。PPE は 100% 実行されている。<http://mecs-serad.lechateaudelorry.fr/le-projet-de-service.html#IH0kz4ca>

SERAD では週に 3 回家庭訪問に出向き、平均 14 か月（大半のケースは 12-18 か月）実施されるが、実際には期間に制限はない。1 回の訪問で 1-2 時間費やす。長い場合は 3

年間にわたるものもある。SERAD の参加の 80%は終了後、児童保護の対象に再び戻ることとはなかった。

SERAD は司法的介入および福祉的介入のどちらからでも提供されることができ、6 : 4 の割合になっている。家族が子どもが家庭外措置される代替案として選ぶことが可能である。福祉的介入によって家族自身が選択し、司法的介入にケースが移行するのをとどめることも可能である。施設措置されているケースについては司法的介入によるものが 95%、福祉的介入によるものが 5%となっている。施設措置に比べると SERAD は福祉的介入により行われている場合が多いことがわかる。SERAD は親の協力なしには成立しない。本来は福祉的介入中心に支援を提供すべきではあるが、司法的介入が必要なケースもでてくる。ASE は必ずしも親に対して権威を持っているわけではない。4 か月ごとに SERAD から ASE に報告がされることになる。

司法的介入をとしての参加か、福祉的介入を通しての参加かによって親の態度については、あまり変わらない。司法的介入の親が自分の選択として SERAD を選ぶ場合もあるので、親の動機づけとしてはあまり入口の介入方法は関係ない。時には、SERAD 提供中に司法的介入を求めなくてはならない時もあるが、なるべくそれは避けるようにしている。

SERAD の運営は県の委託を受けて行われている。子ども 30 人分のキャパシティとなっているが、平均となるので、実際には少し多めの子ども的人数分の家族を受け入れている。

SERAD のチームはワーカー 5 人、生活必需品を提供する専門ワーカー 1 人、パートタイムの心理士が 2 人、ディレクター 1 人、事務が 1 人で構成されている。

SERAD は親との契約を基礎として提供される。SERAD では透明性を大切にしているため、親も子どももワーカーも関わる人間すべてに情報を開示した形で行う。

SERAD では初回訪問時に最大 3 つの明確な目標を決める。目標を決める際に、SMART と呼ばれる 5 つの基準を考えて決まる。1. 特定の (Specific)、2. 評価可能な (Measurable)、3. 応用可能な (Applicable)、4. 現実的な (Realizable) 5. 時間制限のある (Time Framed)。この目標をさらに具体化していくような作業をツールを用いて行う。フューチャーグラムと呼ばれるツールでは、目標を設定して、そのための課題を明確にしていく。課題を達成するために何ができるかを書き出し、その行動について適切なものから 0~5 のポイントを付けていく。このプロセスを通して親子とワーカーが一緒に解決策を考えていく。例えば、1. 家族とけんかしない、2. もっと家族と話す、3. 家族ともっと外出する。など具体的な解決策である。

SERAD では、SERAD チームが開発した独自のツールやボードゲーム、教育用 DVD を用いて、実際にワーカーと親子が参加・経験することによって具体的に目標に向けての解決策を協力しながら見つけていく。評価も家族と共に一緒にスケーリングを用いてレーダーチャートにして視覚的に見える養子にして行う。SERAD は心理・社会教育的なプログラムであり、生活のための具体的な支援を提供したり、子どものリスクをチェックするような目的も役割も果たさない。生活のための具体的な支援に関しては、それを専門とするワ

ワーカーがチームにいるため、家事・家計管理の支援や衣食住などの支援については、そのワーカーが SERAD の訪問とは別に支援を行う。基本的に SERAD では、初めに 3 つの目標以外には支援は行わない。健康が目標に入っていれば、通院状況などを確かめることはあるかもしれないが、それ以外のことはしない。リスクが高まった時は、子どもが施設と家庭を行ったり来たりしながら SERAD を行うこともある。SERAD に参加している子どもが緊急保護が必要となった場合のベッドも施設に常時確保している。

SERAD の典型的なケースとしては、シングルマザーのケース、社会的に孤立したケース、DV ケースなどが多くみられる。ワーカーを受け入れるケースであれば、どんな家族でも次の 3 つの条件を除いて SERAD に受け入れるし、支援することができる。1. 治療されていない精神疾患ケース、2. 身体的・性的虐待が継続して続いている場合、3. 親が非協力的なケースである。

SERAD ワーカーのトレーニングは、主に県のガイドラインに従ったものであるが、主に自発的でない家族をどのように支援するか? を中心としている。ベルギーの心理士である Guy Hardy の著書

(<https://www.amazon.fr/Sil-pla%C3%A9t-maide-pas-administrative/dp/274923235X>)

を参考に、「どのように押し付けの支援を受け入れられる支援に変えられるか」を中心に研修している。1 か月に 1 回、外部からの SV を受ける。5 人のワーカーのうち、この 10 年間で離職したワーカーは 1 人のみ (他の SERAD プログラムの立ち上げのため離職) で、OJT での研修がトレーニングの最も大きな要素を占めている。

—MECS (Maison d'enfants)

Valente 氏が管理運営している施設は MEC と呼ばれる施設であり、3-12 歳の子どもが 17 人生活している。Valente 氏はもう一つ、年長児 (16-18 歳) の子どもたちの施設も管理運営している。なるべく一般の家庭で育つ子どもの生活に近づけることが目標である。年長児の施設はワンルームのアパートのようなセッティングである。毎週の予算を子どもたちで管理する自立援助の形をとっている。

フランスでもいまだに施設というと孤児院のころの施設を思い浮かべる人も少なくない。施設長の役割の 1 つとして一般の施設のイメージを変えることがある。時にはマスコミを招待したりして、大昔の孤児院のイメージを払拭しようとして努力している。

施設入所児に対するワークのひとつに自分の過去や出自について振り返っていくライフストーリーのようなワークがあるが、過去を振り返るのではなく、将来に焦点を置くことで子どもたちが自分の将来について確かなビジョンを持てるようにしていく。

また感情表現のワークも施設の子どものたちに対して行い、SERAD でも使われているワークである。

施設見学

MECの年少児の施設を見学。グループホームでオレンジの屋根の住宅。3棟が連結した感じの外観であり。2つのホームで構成されている。3-12歳の子どもが17人生活している。2ホームに5人のスタッフが勤務している。スタッフはソーシャルワークのディプロマを持っている。ソーシャルワークの学位は高校卒業後、3年間専門学校に行き修得する。施設という感じはするが、リビングやダイニングルームなどがあり家庭的な雰囲気も持っている。食事は外部の業者に発注しているが、子どもたちだけでクッキングを行うこともある。年少のきょうだいは同じ部屋の場合もあるが、基本的には男児と女児は別々の棟にいる。平日の午後ではあったが、冬休みのため、子どもたちはテレビを見たり、ゲームをしたりしていた。2人の若いスタッフがこの時は勤務していた。子どもの1人が施設内を案内してくれた。



写真2 外観



写真3. セラピールーム



写真4. キッチンとダイニング（食事は外部委託）



写真5 リビングルームとお絵かき用の黒板

入所時には親に説明するためのブックレット（写真6）と子ども用の漫画を使った説明用のブックレットが渡されて、親子それぞれが理解できるような工夫がされている。

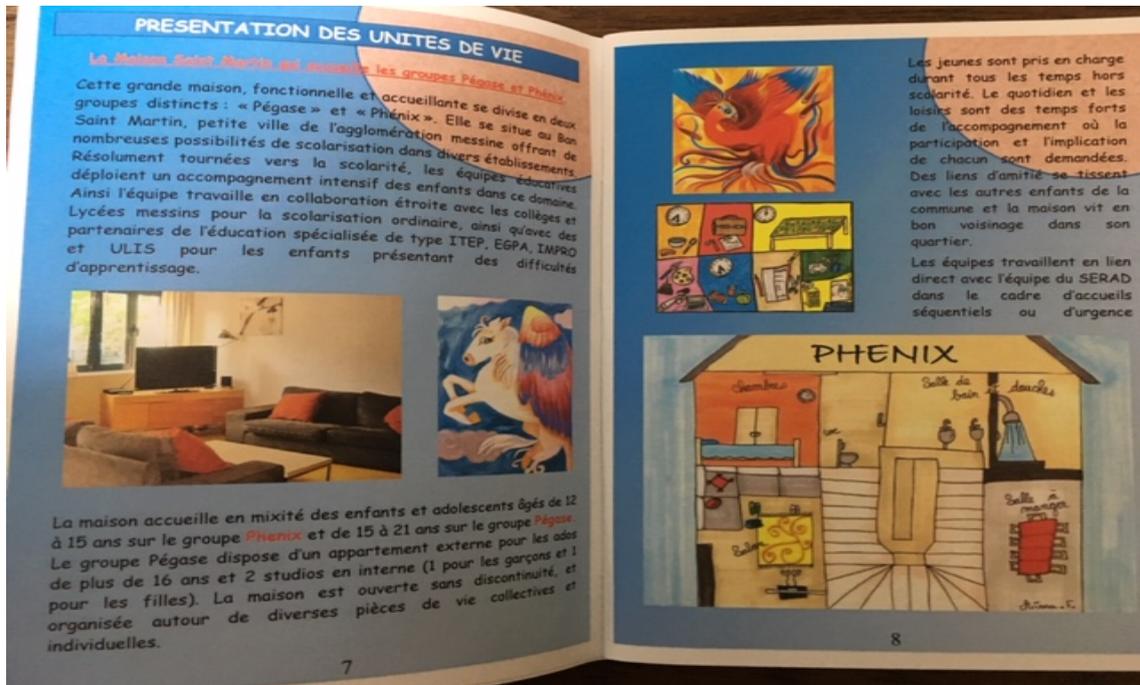


写真6. 親向けの入所時の説明ブックレット

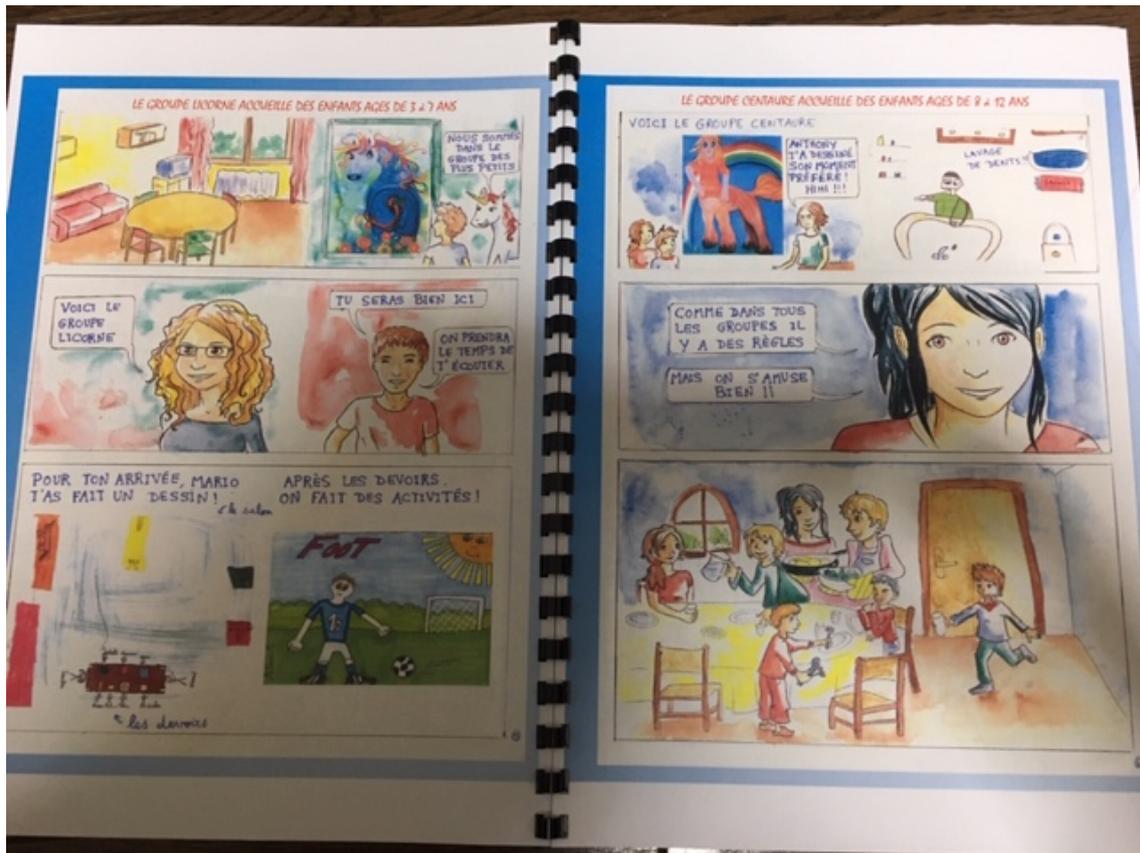


写真7. 子ども用の漫画を使った説明ブックレット

まとめ

2018年活動については、パリ近辺だけではなく郊外にも出向き、児童保護システムのあらゆる領域、里親ケア、ケアリーバーの自立援助、施設、集中的家庭支援に至るまで、広い領域でのヒアリングをリサーチャーの方々や実践者の方に話を聴くことができた。フランスは県ごとのシステムが違うため、政策レベルでの話を聴いていても、実際と違うことが多く、その実践状況については国全体としてみるのではなく、県を単位とした現場での実践事例を調査する必要があることが今回の調査から実感した。調査対象の選定についても、今回築けたネットワークを十分に生かして慎重に選定する必要があると思われる。

今後の課題としては、今回の Moselle 県での "Château de Lorry" のような実践現場での「よい実践」を事例として調査していくとともに、実際、支援を受けた側の当事者（親やケアリーバー）を対象とした調査を計画していきたいと考えている。また県の ASE（児童福祉局）にこれまで訪れたことがないため、ASE からみた実践についても調査していきたい。また代替ケアと在宅支援以外の新しい試みについても調査を続けていきたい。

フランスの児童保護システムの在宅支援・社会的養護（里親・施設ケア）において、2016年法以降の変化が表れるのは3年を経たこれからではないかと考えている。来年度はその変化も留意しながら継続的な調査を続けていきたい。